

## 控訴審期日決まる！

11月16日、15時！（高裁73号法廷）

### 地裁での竹腰所長の証言は偽証だ！

大阪高裁(控訴審)に竹腰所長と山崎元副所長の尋問申請！

6月23日、大阪地裁は不当にも「棄却する」との判決を言い渡しました。

この不当判決を受けて、萩原さん、柿本さんは7月6日、大阪高裁に「控訴」の手続きを済ませ、8月25日には「控訴理由書」、そして竹腰所長と山崎副所長を控訴審で尋問するための「証拠申出書」を提出しました。

#### 地裁で証言から逃亡した山崎元副所長は、高裁での証言が必要だ！

「課題」の未提出を理由にして萩原さんと柿本さんは、「自宅待機」に指定されるべき勤務であったにも関わらず「自宅待機」から除外され必要以上に感染の危険に晒されました。

当時、業務の実務責任者だった山崎副所長は、課題は「次回出勤日に必ず提出すること」と、山崎印のある掲示で業務命令を出しました。そして、山崎副所長は、「課題を出さないから他の人を自宅待機に入れる」と明言し、課題を提出しない人を自宅待機から除外しました。また竹腰所長も担当係長に「提出しない者は自宅待機に指定するな」と指示していました。

**「課題」は、明らかに業務命令でした。**

ところが、竹腰所長は、地裁の証拠調べ（尋問）において、『答弁書』や『準備書面』での「課題は業務である」という従来の主張を翻して**「課題は業務命令ではありません」**と180度真逆な証言をしました。

**これって、偽証ですよ！**

さあ、「業務命令」から「業務命令ではない」と180度ひっくり返した竹腰所長の証言に対して、実務責任者の山崎副所長はどのように証言するのでしょうか！？まさか「課題を出さないから他の人を自宅待機に入れるなんて、そんなこと言ってない」と嘘の証言はしないでしょうね。

原告の萩原さんと柿本さんは「控訴審」においても、しっかりと被告らの不法行為を追及して闘います。

今後ともご支援・ご協力をお願い致します。